

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年3月17日(木) ホテル熊本テルサ2階「ひばり」	
出席委員氏名 ※50音順	天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 教授) 下田 典子 (行政書士) 辻本 剛三 (熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)水圏環境教授) 原島 良成 (熊本大学熊本創生推進機構准教授(法学部併任・行政法)) 谷本 たまみ (税理士)	
審議対象期間	令和3年7月1日 ~ 令和3年12月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	3件	
随意契約	0件	
談合情報	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする。</p> <p>○「議事（３）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（４）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。今回の審議において、「議事（３）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（４）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【R2年度の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料１）】</p> <p>【令和元～3年度の入札不調等の発生状況について（資料２）】</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（３）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（４）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>報道関係者入室</p> <p>（事務局）資料１～４を報告</p>

意見・質問	回答
<p>【指名停止の運用状況一覧（資料3）】 【入札契約方式別発注工事一覧（資料4）】</p> <p>○不調不落対策をするために、土木一式工事のJV対象を拡大されたということだが、県内のA1・A2の業者数がわかれば教えていただきたい。</p> <p>○指名停止に関して教えていただきたい。指名停止期間とあるが、この期間に入札がっている場合はおかしいと考えてよいのか。</p> <p>○以前から、この指名停止期間ということが業者に対してどのような打撃になっているのかということに関心を持っており、例えば資料3の「指名停止等の運用状況一覧表」の4番は9月10日から2週間指名停止になっているが、資料4の「入札契約方式別発注工事一覧表」を見ると、この直前の9月6日に指名競争入札で工事を落札している。指名停止日より前の時点で発注者が指名をしていると思うが、指名をするのは入札により何週間ほど前になるのか。</p> <p>落札日が指名停止期間に入らなければいいのかなど、その辺の事務的な話を教えていただきたい。</p> <p>○この件については、指名停止期間がもう少し早ければ、指名審査会において指名はされなかったと理解した。ちょっとした感想だが、入札の手続きの設定次第で、指名停止措置が全く打撃にならないこともあるのではないかと感じた。</p> <p>○復興JVの導入により、不調不落率はどの程度下がりそうか。</p>	<p>○A1等級業者が60者、A2等級が300者。</p> <p>○指名停止となった場合、指名を行っていたら指名から外すことになり、この期間の入札はない。また、この期間は一般競争入札も参加できないということになる。受注している工事については施工が可能。</p> <p>○指名審査会という県庁内部の会議で、業者を選定する指名審査を行うが、この指名審査会の時点において、指名停止期間であれば指名をしない。その指名審査会で決定した後に、指名停止になったという場合は、指名を取り消す。</p> <p>それと別に、指名停止になった場合は、新たな下請け等もできない等の影響もある。</p> <p>また、指名から落札決定までの期間の話については、指名審査会后、内部の決裁を行い、指名通知まで早くて2、3日、通常1週間ぐらいの事務的な処理期間が必要となってくる。この指名通知から開札、落札決定までの間が、金額によって10日間もしくは15日の期間をとるので、さらに2、3週間ほどの日数も必要になってくる。</p> <p>○不調不落の発生率は、通常だと大体一桁となっている。ただ、これが災害の後などで発注が多くなると20%近くまで上がってくるので、できる限り通常のレベルまで落としたいと考えている。ただ、先ほど資料1で説明したとおり、発注件数は、通常時期と比べて非常に多いことから、そこまでは難しいのではないかという危機感を持ちながら様々な対策を考えているところ。</p>

意見・質問	回答
<p>○今後、少しずつ改善していこうという ことで理解した。</p> <p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料5）】 ※R3.7.1～12.31 抽出担当 谷本委員から説明</p> <p>【審議対象工事（資料6）】 《指名競争契約》 （1）黒石2期地区農村地域防災減災事業（農地 保全）第5号工事</p> <p>○1回目入札の中止後、2回目入札の業者選定方 法で、「河内町大田尾を中心にした最小円に入る 9者」とあるが、最小円とは具体的には何キロく らいなのか。</p> <p>○最初の選定時には、その最小円方式ではなく、 過去に本地区で施工した4者となっているが、こ れは選定要領に基づいているのか。それとも実務 上のノウハウでのやり方か。</p> <p>○対象業者が57者あり、これを10者に絞った のが、「所在地の近接」という評価項目によるもの だったので確認させてもらった。今回のケースで は「所在地の近接」とは別の「地元との関係性」 などが影響しているように感じた。</p> <p>○1回目は9者が辞退、2回目は7者が辞退して いるが、辞退理由はわかるか。</p> <p>（2）宇城海岸地区農村地域防災減災事業（海岸 保全）第2号工事</p> <p>○失格者が7者となることや、落札率が100% となることはよくあることなのか。</p>	<p>○資料の3ページの「指名業者調書」を見ていた だと、今回の指名業者10者とその業者の所在 地が載っており、河内から行くと植木町岩野が一 番遠くなると思うが、直線距離で10km程と推測 される。選定の方法として、このように工事個所 を中心に円を描き選定を行っている。</p> <p>○選定要領で「当該工事に対する地理的条件」と いうものを定めており、当該地域での工事実績を 判断するようにしている。また、同様に「当該工 事施工についての技術的適性」で同種工事の施工 実績をみるようにしている。選定の基準は選定要 領で定めるものになる。</p> <p>○手持ち工事の状況や現場の地形条件などを考慮 した結果、辞退という選択をしたのだと推測する。</p> <p>○よくあることではない。 今回の入札は2者が辞退し7者は失格、そして 1者が落札ということになっている。最低制限価 格を決める中で基準価格というのがあり、その7</p>

意見・質問	回答
<p>○この入札のランダム係数をかける前の基準価格はいくらか。 また、ランダム係数の上限は、基準価格からプラス何%か。</p> <p>○以前から数は多くないが、このような事例が見受けられる。多くの業者が安い価格で受注と言っているにもかかわらず、最も高い予定価格と同額で入札した業者が落札することがある。このような場合、入札時から落札できないだろうと考えている、あるいはやる気があんまり見られないといった業者が落札するという結果になり、問題がある。</p> <p>このランダム係数をかけるのは、最低制限価格をマークしていて、その情報が漏えいし不公正な競争入札にならないようにという配慮があるわけだが、これが逆機能というか、反作用として、このような問題が発生してしまっていると認識している。</p> <p>○例えばこれが2、3者しか応札してなく、最も高額で入札したところが落札したというのであればおっしゃる通りだろうと思うが、これが、何者も入札し、いくつもの業者がそれぞれ違う価格ではあるが、低い価格で施工できると言っているに</p>	<p>者のうち6者が、この基準価格は上回っている。あとはランダム係数をかけた時にそれを下回ったという結果になる。</p> <p>○最低制限基準価格は24,415,319円。 ランダム係数は最大プラス1%となっている。</p> <p>○ご意見は理解できる。 しかしながら、先程の指名停止の中でもあったが、事故の発生など、安全対策の不徹底等への対策として最低制限価格を設けており、工事の品質確保という点で、そのような業者を一律に排除するためのものである。</p> <p>この入札の結果を見て、落札できないとか、やる気がないというようなご意見であったが、そこは今回落札された企業がどう考えるかということであり、予定価格で入札される場所は、受注するならばこの金額であり、やる気があって入札されたと考えている。やる気がなければ辞退あるいは棄権をするということも可能であり、予定価格と同額で契約をしたいという意思のあらわれだと考えている。</p> <p>このように一番高い額で入札した業者との契約については過去にも意見があっており、後ほど説明させていただくが、最低制限価格制度で一律に排除するものではなく、低入札調査基準価格を設け、これを下回るときは、実際に施工可能か意見を聞いて相手方を決める低入札調査価格制度というものがあり、その制度をいま拡大しているところである。この最低制限価格制度と低入札価格調査制度をどのぐらいの分量でやるかというのは、受発注者の事務量にも、かなり影響があるため、バランス見ながら引き続き検討していきたいと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>もかかわらず、一者とび抜けて高いところが落札しているということが、これまでも何回かあったということを思い出し意見させていただきました。</p> <p>(3) 高根切川大規模特定砂防事業(火山砂防：堆積工) 工事</p> <p>○この工事についても最低制限基準価格とランダム係数を教えていただきたい。</p> <p>○入札業者指名調書を見ると、指名回数がそれぞれ30回程度と非常に多く感じる。先ほどの事案はそれぞれ1回程度と少なかったが、これはどういったことか。</p> <p>○最終的に10者を選定する際、距離を重要視して選定したということであったが、距離以外にもなにか考慮されたことはあるか。</p> <p>○管内の業者が28者あるということだが、他の業者についても同程度も指名回数となっているのか。</p> <p>○指名競争入札の抽出事案説明書に添付する「業者選定理由書」について、振興局によって使い方が違うのかと思うことがある。例えば、今回のケースであれば、「その他」の項目で23者から10者に絞り込まれているが、その経緯について尋ねなければわからないため、どのように絞り込んだかわかるものにしてほしい。</p> <p>○先ほど、予定価格と同額での入札について話があったが、予定価格と同額であれば施工してもいいという業者の判断もあるかと思うが、競争性がある入札であれば、今回のように1,000円でも低い価格で入札するものではないかとのケースをみて改めて感じた。</p>	<p>○最低制限基準価格は56,211,209円。ランダム係数は0.641%となっている。</p> <p>○本工事は土木一式ということで、阿蘇管内では発注が多い業種。この工事の発注は10月で、上半期にも災害復旧工事など土木一式工事を発注してきたためこのような指名回数になっている。また、先ほどの宇城地域振興局の事案は「鋼構造物工事」ということで、発注数があまり多くないのでとは考える。</p> <p>○不誠実な行為の有無や経営状況、技術的適正、地理的要件および施工実績を勘案し、最終的に10者を選定した。</p> <p>○管内全体で同じくらいの工事が発注されており指名回数についても同程度となっている。</p> <p>○次回以降、わかりやすいものに改める。</p>

意見・質問	回答
<p>《条件付一般競争入札》</p> <p>(5) 球磨川他(4060)2年発生河川災害復旧(その5)工事</p> <p>○「一般競争入札競争参加資格調書」の「3 その他」で「設計業務等の受託者」の記載があるが、ここに記載の業者はどのような位置づけになるのか。</p> <p>○分割発注をされているが、分割する際の基準などはあるのか。</p> <p>(6) 小畦赤岩単県急傾斜地崩壊対策事業(緊急自然債)(擁壁工)工事</p> <p>○資料の写真を見ると、危険な箇所は他にも数多くあるのではないかと思います。工事を行う際、危険な箇所の定義はどのようになっているのか。審査会で選定したり、地元の方の要望などを受けていたりしているのか。</p> <p>○危険度の高いところと予算との絡みで優先度をつけ、工事の順番を決めるということか。</p> <p>○他に意見等ないか。なければこれで抽出事案の理由及び経緯に係る審議については終了する。 公開になっていた部分はここまでになるので、マスコミ及び傍聴者の方は退室をお願いします。</p> <p>(傍聴者、マスコミ他退室)</p> <p>5 委員会の意見交換 (非公開)</p>	<p>○ダム湖内に堆積した土砂を掘削するという工事で測量設計が必要になり、この測量設計業務を受注した業者を記載している。</p> <p>○今回の工事は、令和2年7月豪雨によりダム湖内に堆積した78万m³の土砂を撤去するものである。複数年かけて撤去工事を行う中で、令和3年度に掘削できる土量、また進入路などの施工内容を考慮し4分割発注としている。</p> <p>○天草だけでなく県内全体における急傾斜で危険な場所を抽出したデータがあり、その中で、崖の高さや勾配、集落の状況などを整理して調査を進め、いわゆるレッドゾーンといわれる危険な箇所を決めている。 また、この中から予算に応じて緊急度を考慮し、事業箇所を決めている。</p> <p>○今おっしゃった内容と、その他に市町村等の意見や情報等も踏まえたうえで施工箇所を決めている。</p>